

大阪湾・紀伊水道台風対策要綱

本要綱は、大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会会則第2条の協議事項のうち、大阪湾・紀伊水道における特に勢力の大きい台風による船舶交通の危険を防止するための対策の実施について必要な事項を定めるものである。

(対象海域)

第1条 大型の台風の来襲に伴い避難の対象とする海域は、海上交通安全法適用海域のうち明石海峡大橋、大鳴門橋及び紀伊日ノ御崎灯台から蒲生田岬灯台に引いた線に囲まれた海域及び港則法適用港とする。(別紙1のとおり)

(対象船舶)

第2条 対象船舶は、風圧面積が大きく風の影響を受けやすい走錨の危険性が高い船舶及び事故発生時において船舶交通に重大な危険を及ぼす可能性がある大型危険物積載船として以下に定める船舶とする。

ただし、内航定期旅客船、内航 RoRo 船等の定期航路を運航する内航船舶及び「平水」、「沿海」又は「限定近海」の航行区域を有する内航船舶については対象外とする。

① 高乾舷船

自動車運搬専用船 (長さ160m以上)

コンテナ船 (長さ160m以上)

ガスタンカー (長さ160m以上)

タンカー (長さ160m以上)

客船・フェリー (長さ200m以上)

貨物船 (長さ200m以上)

② 大型危険物積載船

総トン数5万トン以上の危険物船 (液化ガス船を除く。)

総トン数2万5千トン以上の液化ガス船

(対象となる台風の規模)

第3条 避難措置の対象となる台風の規模は、対象海域の到達時において暴風域を伴うもので、中心付近の最大風速(10分間平均)が40m/s以上のもの(以下、大型台風という。)とする。

(避難時期)

第4条 避難時期は、原則として、大型台風の強風域が対象海域に到達する24時間前とする。ただし、大型台風の規模、速力等を考慮し、24時間より早めに設定することができる。

(避難措置に係る検討の開始)

第5条 大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会事務局（以下、事務局という。）は、気象庁が発表した予報（台風5日間予報）に基づき、対象海域に大型台風の暴風警戒域が入るおそれがある場合に、避難措置に係る検討を開始することとする。

2 事務局は、前項の検討を開始したときは、速やかにこれを第7条により協議を行う構成員に通報しなければならない。

（避難時期の検討）

第6条 事務局は、以下の基準をともに満たすことを考慮し避難時期を検討することとする。

- ① 3日後の予報において、対象海域が暴風警戒域内に入っていること。
- ② 3日後の予報において、中心付近の最大風速が40m/s以上であること。

2 避難時期等の検討にあたっては、大阪管区気象台から台風に関する情報の提供を受けるものとする。

（避難時期等の協議）

第7条 大型台風の接近に係る避難時期については、事務局の検討結果をもとに大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会に協議を行うこととする。ただし、大型台風の動向に対応して速やかに避難体制を構築する必要があることから、同協議会の幹事会の構成員のうち、次に定める構成員による協議をもって、同協議会による協議に代えるものとする。

- ① 会長
- ② 副会長
- ③ 大阪湾水先区水先人会会長
- ④ 各港の台風対策に係る協議会の代表
- ⑤ 第五管区海上保安本部長

2 事務局は、大型台風の勢力、進路、速力等の状況により、船舶交通の危険を防止するために必要と考えるときは、避難時期以外の避難措置の内容について検討を行い、本要綱に定める基準に拠ったのでは避難措置が十分とは言えないと判断される場合は、追加の措置等について、前項の規定による協議を求めることができる。ただし、本要綱の基準と異なる避難措置を実施した場合は、その内容について、その後開催される最初の総会に報告しなければならない。

（避難行動）

第8条 避難行動は次のとおりとする。

① 対象海域に在る対象船舶は、十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない対象海域の外へ避難する。

ただし、台風の影響の少ない海域で安全に避泊・避航（ちちゅう、低速航走等を含む。以下同じ。）することができる船舶は除く。

② 対象海域に入域しようとする対象船舶は、入域を回避する。

ただし、入域後、台風の影響の少ない海域で安全に避泊・避航することができる船舶、又は十分

な時間的余裕をもって台風の影響の少ない対象海域の外（瀬戸内海を含む）へ避難する船舶は除く。

③ 大阪湾・紀伊水道の海域に在泊する船舶のうち、安全に避難できる海域に避難しようとする船舶は、十分な時間的余裕をもって避難を開始すること。

（解除時期）

第9条 避難措置を解除する時期は、大型台風の暴風域が対象海域を通過した後とする。

（周知）

第10条 第5条に基づいて避難措置に係る検討を開始したときは、事務局は、大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会構成員に周知することとする。

2 事務局は、協議した結果について速やかに大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会構成員に周知することとする。ただし、第五管区海上保安本部長が海上交通安全法第32条第2項に基づく避難及び解除にかかる勧告（別紙2のとおり）の発表^{*}の時期と差異がない場合はこの限りではない。

3 周知時期に関しては、夜間及び休日等を勘案して実施することとする。

4 大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会構成員は、協議された結果の周知を受けたとき、または、第五管区海上保安本部長から海上交通安全法第32条第2項に基づく、避難又は解除にかかる勧告が発表されたときは、傘下の関係団体及び船舶等に周知することとする。

^{*}勧告の発表時期とは、第五管区海上保安本部長が法に基づく勧告の内容を発表する時期のことをいう。

なお、勧告の措置内容の効力を有する時期は、勧告の発出時期という。

（情報の伝達）

第11条 前条による周知は、別紙3に定める情報伝達ルートにより速やかに周知展開を図るものとする。

（解除後の安全確認）

第12条 構成員は、避難措置が解除された場合にあっても、引き続き第五管区海上保安本部長による勧告等に留意する。

また、港湾において、漂流物件、港湾施設の損壊等が発生している場合があることから、海上保安庁及び港長並びに港湾管理者による航行制限又は入港制限の情報に留意し、交通の安全に注意を図る。

（対象船舶以外の船舶への注意喚起）

第13条 構成員は、避難勧告対象船舶以外の船舶にあっても、十分な時間的余裕をもって避難準備等を適切に行うことなどについて安全啓発を心掛ける。

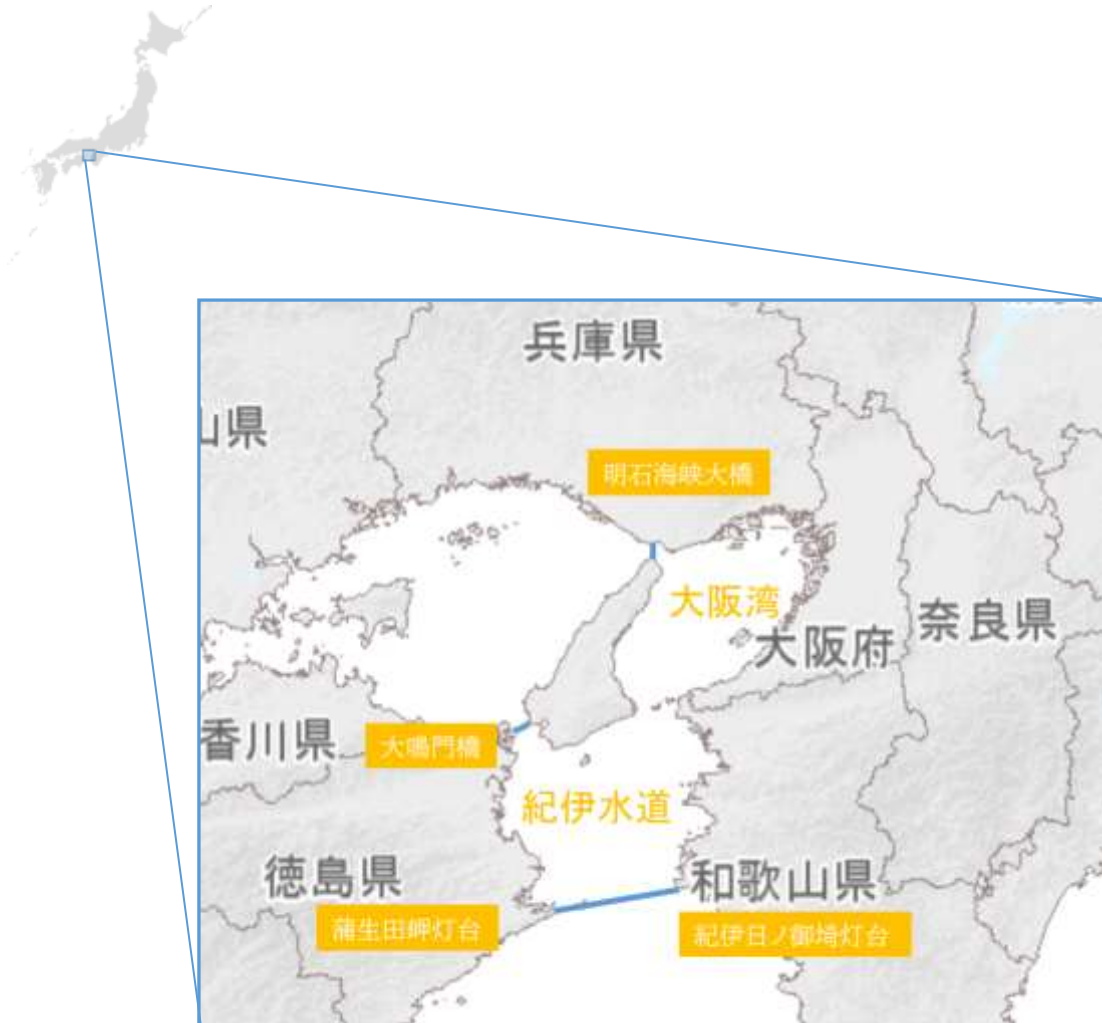
(本要綱の改正)

第14条 本要綱に定める事項は、大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会の総会の議決により改正するものとする。

附 則 この要綱は、大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会総会において承認されたときから効力を有する。

(大阪湾・紀伊水道台風対策要綱第 1 条 関連)

(対象海域)



海上交通安全法適用海域のうち明石海峡大橋、大鳴門橋及び紀伊日ノ御埼灯台から蒲生田岬灯台に引いた線に囲まれた海域及び港則法適用港

【港則法適用港：阪神港、阪南港、泉州港、深日港、和歌山下津港、湯浅広港、由良港（和歌山県）、岩屋港、津名港、洲本港、由良港（兵庫県）、福良港、撫養港、今切港、徳島小松島港、富岡港、橘港】

(別紙2)

第五管区海上保安本部長が発出する勧告等 (案)

令和●年●月●日
(時刻 発表)

関係各位

第五管区海上保安本部長

台風第○号の接近に伴い、海上交通安全法第32条第2項及び港則法第48条第1項の規定に基づき、以下のとおり勧告する。

1 発出期間

令和 年 月 日 (時刻) ~ 勧告を解除するまで
(解除時期は、台風○号の暴風域が大阪湾から抜ける時点を予定)

2 対象海域

大阪湾・紀伊水道 (湾内・港) 別添のとおり。

3 勧告内容

- (1) 大阪湾・紀伊水道 (港則法適用港を含む。) に在る対象船舶は、十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない大阪湾・紀伊水道の海域外へ避難すること。
ただし、台風の影響の少ない海域で安全に避泊・避航 (ちちゅう、低速航走等を含む。以下同じ。) することができる船舶は除く。
- (2) 大阪湾・紀伊水道に入域しようとする対象船舶は、入域を回避すること。
ただし、入域後、台風の影響の少ない大阪湾・紀伊水道の海域で安全に避泊・避航することができる船舶、又は十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない大阪湾・紀伊水道の海域外へ避難する船舶は除く。
- (3) 大阪湾・紀伊水道の海域に在泊する船舶のうち、安全に避難できる海域に避難しようとする船舶は、十分な時間的余裕をもって避難を開始すること。

4 対象船舶

対象船舶は以下のとおり。ただし、内航定期旅客船、内航 RORO 船等の定期航路を運航する内航船舶及び限定近海以下を航行する内航船舶は除く。

- (1) 自動車運搬専用船 (長さ160m以上)
- (2) コンテナ船 (長さ160m以上)
- (3) ガスタンカー (長さ160m以上)
- (4) タンカー (長さ160m以上)
- (5) 客船・フェリー (長さ200m以上)
- (6) 貨物船 (長さ200m以上)
- (7) 特別危険物積載船
 - ・総トン数5万トン以上の危険物船 (液化ガス船を除く。)
 - ・総トン数2万5千トン以上の液化ガス船

(別添)

(対象海域)



海上交通安全法適用海域のうち明石海峡大橋、大鳴門橋及び紀伊日ノ御埼灯台から蒲生田岬灯台に引いた線に囲まれた海域及び港則法適用港

【港則法適用港：阪神港、阪南港、泉州港、深日港、和歌山下津港、湯浅広港、由良港（和歌山県）、岩屋港、津名港、洲本港、由良港（兵庫県）、福良港、撫養港、今切港、徳島小松島港、富岡港、橘港】

第五管区海上保安本部長が発出する勧告等（案）

令和●年●月●日
（時刻 発表）

関係各位

第五管区海上保安本部長

台風第○号の接近に伴い、海上交通安全法第32条第2項及び港則法第48条第1項の規定に基づき、大阪湾及び紀伊水道の海域に発出していた勧告を

令和 年 月 日（時刻）

をもって解除する。

ただし、港則法適用港には、港長が港則法第39条第4項に基づく港外への避難勧告を継続している場合があるので、これに従うこと。

情報伝達ルート

